第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20間 1時間30分

- A-1 船舶局を開設しようとする者は、どうしなければならないか。電波法(第4条及び第6条)の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 あらかじめ総務大臣に船舶局を開設する旨届け出なければならない。
 - 2 無線設備を船舶に設置した後に総務大臣の登録を受けなければならない。
 - 3 船舶局開設の免許の申請をし、総務大臣の免許を受けなければならない。
 - 4 無線設備を船舶に設置し、無線従事者を配置した後に総務大臣に船舶局を開設した旨届け出なければならない。

A-2	次の記述は、	申請による指定事項の)変更について述べた	こものである。	電波法	(第19条)	の規定に照らし、	内に入れ
Ž	るべき最も適切	切な字句の組合せを下 <i>の</i>) 1 から 4 までのうち	から一つ選べ	`o			

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

Α

В

1 電波の型式、周波数、空中線電力

混信の除去その他

2 電波の型式、周波数、空中線電力

電波の規整その他公益上

3 通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所

混信の除去その他

4 通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所

電波の規整その他公益上

A-3 次の表の記述は、電波の型式の記号表示とその内容を示すものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、その 記号と内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分	電波の型式		電波の型式の内容	
番号	の記号	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A 1 A	振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのもの であって変調のための副搬送波を使用し ないもの	電信(聴覚受信を目的とするもの)
2	P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
3	ЈЗЕ	振幅変調で抑圧搬送波による 単側波帯	アナログ信号である二以上のチャネルの もの	電話(音響の放送を含む。)
4	F 1 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのもの であって変調のための副搬送波を使用し ないもの	電信(自動受信を目的とするもの)

- A-4 次に掲げる事項のうち、海上移動業務の無線局の主任無線従事者の職務に該当しないものはどれか。電波法施行規則(第 3 4 条の 5)の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。
 - 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
 - 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用する無線局を認めたときに総務大臣に報告すること。
 - 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練(実習を含む。)の計画を立案し、実施すること。
 - 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること(記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。)。

A-5 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法(第 5 6 条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。								
	務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他のB」なければならない。ただし、Cについては、こ							
Α	A B C							
1 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないような機能を備え	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信						
2 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用し	遭難通信						
3 他の無線局	妨害を与えないような機能を備え	遭難通信						
4 他の無線局	妨害を与えないように運用し	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信						
 A-6 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法(第62条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。 ① 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、 A 、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。 ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために B ことができる。 ③ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用 C について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。 								
Α	В	С						
1 遭難通信、緊急通信、 必要な措置をとることを求める 電波の型式若しくは周波数 安全通信、非常通信								
2 遭難通信、緊急通信、 安全通信、非常通信	臨時に電波の発射の停止を命ずる	電波の型式、周波数若しくは空中線電力						
3 遭難通信	必要な措置をとることを求める	電波の型式、周波数若しくは空中線電力						
4 遭難通信	臨時に電波の発射の停止を命ずる	電波の型式若しくは周波数						

- A-7 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、どうしなければならないか。 電波法(第69条)の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 支障のない限り、この無線設備の機器の調整のための通信に応じなければならない。
 - 2 他の通信に優先して、この無線設備の機器の調整のための通信に応じなければならない。
 - 3 安全通信に次ぐ優先順位をもって、この無線設備の機器の調整のための通信を取り扱わなければならない。
 - 4 現に通信を行っている場合は、その通信を中止して、この無線設備の機器の調整のための通信に応じなければならない。

A-8	A-8 次の記述は、遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則(第8条の2)及び電波法施行規則(第38条の4)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。							
(① 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、 A 、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。							
(② 遭難自動通報設備を備える義務船舶局の免許人は、①により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、 B 、これを保存しなければならない。							
		Α	В					
	1	1年以内の期間ごとに	当該試験をした日から2年間					
	2	1年以内の期間ごとに	当該試験をした日から5年間					
	3 2年以内の期間ごとに 当該試験をした日から2年間							
	4 2年以内の期間ごとに 当該試験をした日から5年間							
(A-9 次の記述は、遭難通報等を受信した船舶局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則(第81条の7)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。 ① 船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、 A で聴守を行わなければならない。 ② 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、 B の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを C しなければならない。 							
	A B C							
	1	これを受信した周波数	捜索救助用レーダートランスポンダ	その船舶の責任者に通知				
	2	これを受信した周波数	デジタル選択呼出装置	海上保安庁その他の救助機関に通報				
	3	遭難通信用の周波数	捜索救助用レーダートランスポンダ	海上保安庁その他の救助機関に通報				
	4	遭難通信用の周波数	デジタル選択呼出装置	その船舶の責任者に通知				

- A-10 次の記述のうち、船舶局が安全信号等を受信した場合にとらなければならない措置に該当しないものはどれか。電波法 (第68条)及び無線局運用規則 (第97条及び第99条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 船舶局は、安全通信を受信したときは、必要に応じてその要旨をその船舶の責任者に通知しなければならない。
 - 2 船舶局は、他の船舶局が送信する安全通報を受信したときは、遅滞なく、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対して その安全通報を送信しなければならない。
 - 3 船舶局は、安全信号又は電波法第52条(目的外使用の禁止等)第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信(安全通信のことをいう。)を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。
 - 4 船舶局は、安全信号又は電波法施行規則第36条の2 (遭難通信等)第3項に規定する方法により行われた通信(安全通信のことをいう。)を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信しなければならない。

A-11	. 次の記述は、海上移動業務に	こおける遭難通信、緊	そ急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線
	局運用規則(第70条の2)の	の規定に照らし、	
	一つ選べ。なお、同じ記号の	内には、同じ	じ字句が入るものとする。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、 A を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

(1) デジタル選択呼出装置を使用する場合

F1B電波 **B** 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHz

(2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合

J 3 E 電波 2, 1 8 2 k H z 、 4, 1 2 5 k H z 、 6, 2 1 5 k H z 、 8, 2 9 1 k H z 、 1 2, 2 9 0 k H z 若しくは 1 6, 4 2 0 k H z 又は F 3 E 電波 **C**

(3) 無線電話を使用する場合((2)に掲げる場合を除く。)

A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波 C 又は通常使用する呼出電波

	A	В	C
1	遭難通信	2, 174.5 kHz	156.65MHz
2	遭難通信	2,187.5kHz	156.8 MHz
3	遭難通信又は緊急通信	2, 174.5 kHz	156.8 MHz
4	遭難通信又は緊急通信	2,187.5kHz	156.65MHz

- **A-12** 遭難呼出し及び遭難通報の送信の反復は、どのようにしなければならないか。無線局運用規則(第81条)の規定に照らし、 最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 遭難呼出し及び遭難通報は、少なくとも3回連続して送信し、これを反復しなければならない。
 - 2 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、他の無線局に妨害を与えるおそれがある場合を除き、反復を継続しなければならない。
 - 3 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、無線局運用規則第82条(遭難通報に対する応答等)の規定による応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
 - **4** 遭難呼出し及び遭難通報は、少なくとも1分間以上の間隔をおいて2回反復し、これを反復しても応答がないときは少なくとも3分間の間隔をおいて反復を継続しなければならない。
- A-13 次に掲げる処分のうち、海上移動業務の無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣からその無線局について受けることがある処分に該当しないものはどれか。電波法(第76条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 無線局の免許の取消処分
 - 2 期間を定めて行われる運用許容時間の制限の処分
 - 3 期間を定めて行われる周波数又は空中線電力の制限の処分
 - 4 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止の処分

- A-14 無線局の免許人は、検査の結果について総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則(第39条)の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 - 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
 - 2 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に報告し、その検査職員の確認を受けなければならない。
 - 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に報告し、再度検査を受けなければならない。
 - 4 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに 総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に報告しなければならない。

A-1	15 次の記述は、モールス無線電信及び無線電話 (注) の技術を使用する海上移動業務の通信における遭難呼出し等について、無線
	通信規則(第30条及び付録第13号)の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを
	下の1から4までのうちから一つ選べ。 注 無線通信規則の付録第13号 (遭難及び安全通信 (非GMDSS))の規定及び関連するITU-R勧告の規定に適合するモールス無線電信及び無線電話をいう。
	遭難呼出しは、他のすべての伝送に対して A を有する。すべての局は、これを受信したときは、遭難通信に混信を生じ
	させるおそれがあるいかなる伝送をも直ちに中止して、遭難呼出しの発射に使用された周波数で引き続き聴取しなければならな
	い。この呼出しは、 $oldsymbol{B}$ にあててはならず、受信証は、遭難呼出しに続く遭難通報の送信前に $oldsymbol{C}$ 。

A B C

可能な限り第一の優先順位 特定の局 与えなければならない
 絶対的優先順位 不特定の局 与えなければならない
 絶対的優先順位 特定の局 与えてはならない
 可能な限り第一の優先順位 不特定の局 与えてはならない

- B-1 無線局の免許がその効力を失ったときは、どうしなければならないか。電波法(第 2 4 条及び第 7 8 条)の規定に照らし、免許人であった者がとるべき措置に該当するものを 1、これに該当しないものを 2 として解答せよ。
 - ア 遅滞なく空中線を撤去しなければならない。
 - **イ** 1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
 - **ウ** 遅滞なく免許が効力を失った旨総務大臣に届け出なければならない。
 - エ 直ちに送信装置及び受信装置を使用できないように措置をしなければならない。
 - オ 無線検査簿及び無線業務日誌を免許が効力を失った日から2年間保存しなければならない。
- B-2 次に掲げる無線設備の操作 (注1) のうち、電波法施行令(第3条)の規定に照らし、第三級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

注1 アマチュア無線局の無線設備の操作及び多重無線設備の技術操作を除く。以下同じ。

- ア 漁船 (注2) に施設する空中線電力 2 5 0 ワット以下の無線電話 (船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。) の操作 (国際 通信のための通信操作を除く。)
 - 注2 専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下同じ。
- イ 漁船に施設する空中線電力 2 5 0 ワット以下のモールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作(国際電気通信業務の通信 のための通信操作を除く。)
- ウ 空中線電力125ワット以下の漁業用の海岸局の無線電話の操作(国際通信のための通信操作を除く。)
- エ レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
- オ 空中線電力125ワット以下の放送局の無線設備の操作

B-3	3 <i>V</i>	大の記述は、無線電話通信における電流	皮の発射	対前の措置について述べたもの	りである	る。無線局運用規則(第19条の2)の規定
	に則	照らし、 内に入れるべき最も	適切な	字句を下の1から10までの	のうちゃ	からそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の
		内には、同じ字句が入るものとす	⁻ る。			
	(<u>1</u>)	無線局は、相手局を呼び出そうとす	-るとき	は、電波を発射する前に、	ア	に調整し、自局の発射しようとする電波の
				<u> </u>		。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信
	及	及び電波法第74条(非常の場合の無線	線通信)	第1項に規定する通信を行う	場合並	だびに エ において他の ウ を与え
	1	いことが確実である電波により通信	を行う場	場合は、この限りでない。		
	2	①の場合において、他の ウ を	与えるは	おそれがあるときは、 オ	でなけ	れば呼出しをしてはならない。
	1	海上移動業務	2	受信機を最良の感度	3	周波数
	4	周波数その他必要と認める周波数	5		O	/HJ10X 9X
	_	,				
	6	無線設備の機能に障害	7	海上移動業務以外の業務	8	送信機を最良の状態
	9	通信に混信	10	空中線電力を調整し障害を与	ラえない	いことを確かめた後

- B-4 次の記述のうち、電波法(第79条)の規定に照らし、無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令に違反したとき、総務大臣 から受けることがある処分に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。
 - ア 無線従事者の免許を取り消す処分を受けることがある。
 - ↑ 3箇月以内の期間を定めて、無線設備の操作の範囲を制限する処分を受けることがある。
 - ウ 3箇月以内の期間を定めて、その業務に従事することを停止する処分を受けることがある。
 - エ 3箇月以内の期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分を受けることがある。
 - オ 3箇月以内の期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の免許の効力を停止する処分を受けることがある。
- B-5 次に掲げる書類のうち、電波法(第60条)及び電波法施行規則(第38条)の規定に照らし、国際航海に従事しない船舶の 義務船舶局であって、国際通信を行わないものに備え付けておかなければならない書類を1、これに備付けを要しない書類を2 として解答せよ。
 - ア 免許状
 - イ 無線従事者選解任届の写し
 - ウ 無線検査簿及び無線業務日誌
 - エ 電波法及びこれに基づく命令の集録
 - オ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧